

芳田の里ふれあい館だより

2025年

みんなでつくる



12月号

心豊かな

芳田の里

第562号

西脇市立芳田の里ふれあい館

〒677-0065 西脇市岡崎町 172-28 ☎(0795)27-0658
メールアドレス houta-fureai@city.nishiwaki.lg.jp

12月は「人権週間」です。

「誰か」のことじゃない。

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、昭和24年(1949年)から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、外国人やアイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

とりわけ、近年においては、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているほか、旧優生保護法をめぐる問題を含めた障害のある人の人権問題が関心を集めるなど、人権教育及び人権啓発に関する施策が果たすべき役割はますます大きくなっています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。人権週間をきっかけに人権について考えてみませんか。

“12月4日から10日は「人権週間」です。”

市民の人権を守るため、毎月第1水曜日に、人権擁護委員による特設人権相談所を開設しています。人権問題(名誉・信用・差別・私的制裁・いやがらせ・いじめなど)でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

【12月の相談日】

と き 令和7年12月3日(水)
午後1時30分から午後4時まで
ところ 総合福祉センター(萩ヶ瀬会館)相談室
問合せ まちづくり課人権室 市役所内線3023





「透明」になんかされるものか

文芸教室 阿江 誠

最近のスマホには、写真編集に「消しゴムマジック」という機能があるそうです。余計に映り込んでしまった人や物がこの機能を使うと消えてしまうのです。しかも不自然ではなく背景に同化して見えなくなってしまうのです。

つまり見えていたはずのものが透明化されてしまうのです。大変便利な機能ではありますが、少し怖い感じがしませんか。今回は透明の話です。

私の好きな学者に元大阪大学総長の鷲田清一さんがいます。神戸新聞の「汀にて」や朝日新聞の「折々のことば」の執筆者としてご存じの方も多いかもかもしれません。京都で一度お会いして話をさせてもらったとき、私の生意気でピント外れの質問にも優しく嫌みなく答えてくださいました。

その鷲田さんが、5月に“「透明」になんかされるものか”という本を出版されたと聞き、さっそく読んでみました。冒頭部分で「疑いもなくじぶんはここにいる(はず)なのに、それをだれも見えていない。このことを「透明」というふうに表現している文章に、ここ数日のあいだに立て続けに出会った」として、NHK 朝ドラ「虎に翼」脚本家の吉田恵里香さんとBURAKU HERITAGE 運営メンバーの上川多実さんを紹介されています。

そして、今年なんと偶然にもこのお二人の講演を聞く幸運に恵まれました。6月21日に加東市東条コスミックホールでの上川さん、8月2日に西脇市のオンラインでの吉田さんです。二人の話を私なりに抜粋すると、次のようになります。

吉田さん:エンタメが『透明化してきた人々』の多さ。その罪深さを感じます。私は、透明化されている人たちを描きたい。主人公の寅子(ともこ)は女性が抑圧された社会に「はて？」と疑問を持ち、透明化されないように会話を続けます。

上川さん:私みたいに部落に住んでいない、同和教育を受けたことのない人間は『いないこと』にされ、社会から透明人間扱いをされていると感じる。

二人からは、ジェンダー差別や部落差別がなかったものとして透明化されることに耐えられない人たちの悲痛な叫びが聞こえてきます。

エリ・ヴィーゼルやマザー・テレサの言葉「愛の反対は憎しみではなく無関心である」のように、透明にされることは憎しみより冷酷なものなのです。

乱れがちな食生活をサポートする「なかったコトに！」というサプリがよく売れているそうです。確かにサプリや消しゴムマジックを使えばなかったことにできるかもしれませんが。しかし、いくら社会が「あるもの」「あったもの」を透明化して見えなくしようとしても、それを見抜き抗う人になりたいものです。

もう一度言います。“透明になんかされるものか”





【特別版】わくわく工作 クリスマスオーナメントを作ろう！



日 時	12月3日(水) 午後3時～4時30分
場 所	芳田の里ふれあい館 会議室1
対 象 者	芳田地区在住の子ども おおむね2歳～18歳 (未就学児には保護者が付き添ってください。)
定 員	10名(要申込み・先着順)
内 容	クリスマスツリーの飾りを作ります。
参 加 費	無料
申込方法	こどもプラザに電話で申込みください。 (土日、祝日も申込み可能です。)

問合せ・申込み 西脇市こどもプラザ

TEL0795-25-2801 FAX0795-25-2220

✉ kodomoplaza@city.nishiwaki.lg.jp



【芳田駐在所だより】～ニセ警察詐欺に注意～

①ニセモノの警察官から連絡



ニセ警察

- あなた名義の口座や携帯電話が犯罪に使われている
- 〇〇県警に出頭して(遠方であることが多い)
- 出頭できないなら通信アプリのビデオ通話で取り調べを行う

②不安を煽り金銭を要求



ニセ警察

- あなたに逮捕状が出ている
- 口座のお金の流れを調べる必要がある
- お金を支払えば逮捕されない



逮捕状



③お金の送金を指示



ニセ警察

- ATM やインターネットバンキングで指定口座に送金させる
- 現金を郵便ポストや玄関付近に置かせる



警察は SNS で連絡することはありません



警察は警察手帳や逮捕状など画像を送ることはありません



警察は捜査等の名目で金銭を要求しません





12月の行事、講座予定



日	月	火	水	木	金	土
	1 	2	3 生活相談	4	5	6 和装
7	8	9 料理 3B体操	10 生活相談 ヨガ	11	12	13
14	15 すくすく広場	16 みんなで楽しく歌謡	17 生活相談 茶道 絵手紙	18 和紙ちぎり絵	19	20 和装
21	22	23 3B体操	24 生活相談 ヨガ	25	26	27
28	29 年末休館日	30 年末休館日	31 年末休館日			

※ は、芳田の里ふれあい館の休館



《相談(人権・生活・教育など)》
 芳田の里ふれあい館では、毎週水曜日に相談日を設けています。お気軽にご相談ください。
 《図書》
 人権、一般小説、趣味の本・絵本などの閲覧・貸出を行っています。お気軽にご利用ください。



編集後記

■ちょうど今から1年前の12月、南米パラグアイで開かれたユネスコの会議で、麴(こうじ)菌を用いる日本酒や本格焼酎などの「伝統的酒造り」を無形文化遺産に登録することが決定されました。近頃よく耳にするこの「麴」。麴の元になる麴菌は、外国には存在しない日本独自のニホンコウジカビ。麴とは、このニホンコウジカビを穀物に付着繁殖させたもので、米に付着させると米麴になって清酒や味噌、味醂、酢、甘酒の元に、豆麴は八丁味噌などに、麦麴は麦味噌や麦焼酎の元になります。日本人は長い歴史の中で麴を巧みに操り、食品を醗酵させて栄養分や風味を増進させ、日々の食生活に欠かせない美味を造ってきました。麴はまさに日本の伝統食品、日本人の健康の源なのです。そういう私も日々健康のために思って麴からできた芋焼酎をいただいています。先月受診した人間ドックの問診で飲酒量の記載欄があり、それを見たドクターから「飲みすぎです!!」と言われてしまいました。皆さんも飲みすぎにはご注意ください。■12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」として、全国的に人権啓発活動が行われます。日本を含め世界各地では人権を踏みこむ行為が繰り返されています。『人権の尊さ』って何か今一度考えてみたいものです。■今年も余すところ1箇月、新たな年をめいっぱい笑顔で迎えたいと思います。「笑う門には福来る!」